

漁業許可証が届き次第、許可番号を
那賀川河川事務所 管理課へ報告してください。

徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方が対象

国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長 殿

令和 年 月 日

(届出者)
(住 所) 徳島県

ふりがな
氏 名
電 話

(印)

河 川 敷 一 時 使 用 届 出 書
(シラス栈橋等設置用)

1. 河川敷使用目的 シラス採捕用栈橋等の設置
2. 場所 シラス栈橋等を設置する場所、下記のいずれかに○を記入
 () 基点内共第 83 号から下流の那賀川 (右岸) 辰巳工業団地前
 () 基点内共第 83 号から下流の那賀川 (左岸)
 () 派川那賀川、桑野川
3. 所属 うなぎ稚魚漁業許可証の申請を行う、下記のいずれかに○を記入
 () 那賀川漁協連合会 () 福村漁協 () 阿南中央漁協
4. 使用範囲 幅 4 m以内／1 基
5. 使用期間 令和 7 年 1 2 月 7 日 正午 1 2 時 ～ 令和 8 年 5 月 1 5 日まで

■留意事項 河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。

1. シラス栈橋等には、「記号」及び「うなぎ稚魚漁業許可証番号」をわかりやすい場所に
表示します。(木杭等も含む)

【記号及び漁業許可証番号の表示例】 漁業許可証番号 第〇〇〇号 の場合

所属：那賀川漁協連合会 : 「れ 第〇〇〇号」
所属：福村漁協 : 「ふ 第〇〇〇号」
所属：阿南中央漁協(今津地区) : 「い 第〇〇〇号」
 〃 (中島地区) : 「な 第〇〇〇号」

2. 定められた禁止区間にはシラス栈橋等を設置しません。
3. シラス栈橋等に船、浮き栈橋、筏等を係留しません。
4. この届は排他独占的な河川使用の許可ではないことから、他の河川利用者との利用調整
を十分図り、必要な安全対策を行います。

5. 使用場所付近の敷地を改変せず、施設も傷つけないよう注意します。
 6. 後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期し、ゴミは持ち帰ります。
 7. 使用中は事故等がないよう十分注意します。
 8. 周辺住民や他の河川利用者に迷惑をかけないように十分注意し、苦情が出た際には、速やかに届出をした者の責任において処理します。
 9. 河川管理者(国土交通省)が必要に応じその場所を使用する場合は、早急に明け渡します。
-
10. 河川管理施設を損傷した場合は、速やかに那賀川河川事務所に届け出て、その指示に従います。また、当該河川管理施設の現状復旧に要する費用は、全て当方が負担します。
 11. 使用中は、気象情報に留意し、出水等の恐れがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤去します。
 12. 使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、当方が解決にあたります。
 13. 使用にあたり、事故(異常)等が発生した場合は、下記まで連絡します。
※那賀川河川事務所管理課 TEL:0884-22-6592(管理課直通)
※河川やダムの情報をインターネットや携帯電話で知ることができます。
インターネット <http://www.river.go.jp>

■河川敷一時使用届出書(シラス栈橋等設置用)の受理に際しての留意事項

- ・河川敷一時使用届出書(シラス栈橋等設置用)の受理は、徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方を対象とします。
尚、届出書受理後に「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得されていない事が判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を返還します。
- ・徳島県、阿南警察署と連携し、暴力団関係者※からは届出書を受理しません。
尚、届出書受理後に暴力団関係者と判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を破棄します。

※暴力団関係者

- 1) 暴力団員等(徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)である者。
- 2) 暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した者。
- 3) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者。

【禁止行為の例】

- ・シラス栈橋等設置禁止区間への栈橋の設置(船等による川側から進入)。
- ・河川管理施設の損傷。
- ・撤去期限を過ぎたシラス栈橋等の放置など指示に従わないもの。

漁業許可証が届き次第、許可番号を
那賀川河川事務所 管理課へ報告してください。

徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方が対象

国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長 殿

届出する日を記入

令和 7 年 11 月 ○○ 日

届出者の住所、氏名（ふりが
な）、電話番号を記入

（届出者）

（住 所）

徳島県 ○○市○○町○○丁目○○番地

○○○ ○○○

ふり

がな

氏 名

○○ ○○

印

電 話

○○○-○○○-○○○

河 川 敷 一 時 使 用 届 出 書
（シラス栈橋等設置用）

1. 河川敷使用目的 シラス採捕用栈橋等の設置

2. 場所

シラス栈橋等を設置する場所、下記のいずれかに○を記入

シラス栈橋等を設置する場所
に○を記入

（ ○ ） 基点内共第 83 号から下流的那賀川（右岸） 辰巳工業団地前

（ ） 基点内共第 83 号から下流的那賀川（左岸）

（ ） 派川那賀川、桑野川

3. 所属

うなぎ稚魚漁業許可証の申請を行う、下記のいずれかに○を記入

うなぎ稚魚漁業許可証の申請
を行う場所に○を記入

（ ○ ） 那賀川漁協連合会 （ ） 福村漁協 （ ） 阿南中央漁協

4. 使用範囲

幅 4 m 以内／1 基

5. 使用期間

令和 7 年 1 2 月 7 日 正午 1 2 時 ～ 令和 8 年 5 月 1 5 日まで

■留意事項 河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。

1. シラス栈橋等には、「記号」及び「うなぎ稚魚漁業許可証番号」をわかりやすい場所に表示します。（木杭等も含む）

【記号及び漁業許可証番号の表示例】 漁業許可証番号 第○○○号 の場合

所属：那賀川漁協連合会 ：「れ 第○○○号」

所属：福村漁協 ：「ふ 第○○○号」

所属：阿南中央漁協（今津地区） ：「い 第○○○号」

〃 （中島地区） ：「な 第○○○号」

2. 定められた禁止区間にはシラス栈橋等を設置しません。
3. シラス栈橋等に船、浮き栈橋、筏等を係留しません。
4. この届は排他独占的な河川使用の許可ではないことから、他の河川利用者との利用調整を十分図り、必要な安全対策を行います。